

# 新型コロナウイルス感染症に従業員がかかったら

本チラシは、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

## 従業員の健康状態を常に確認し、発熱等の症状がある場合

- **事前にかかりつけ医へ連絡し、受診方法を確認**して受診する。  
※医療機関によっては、感染防止対策として発熱患者を特定の時間帯や別の場所で診療するところもあるため、事前に注意事項を確認してから受診すること。
  - かかりつけ医がないなど、**受診相談先に迷う場合は、「受診相談センター」に相談**する。（裏面に連絡先記載）  
→受診の際は、**マスクを着用し、できるだけ公共交通機関の利用を避ける**。
- ※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

新型コロナでないと診断or検査を受けて陰性

検査を受けて陽性

症状が改善した

YES

職場復帰

NO

再度、かかりつけ医に相談

## 従業員に感染が確認された場合

感染が確認された従業員は**感染症法に基づく入院が必要となる**事業者は、**保健所の指示により、事業所等の消毒**を行う  
(※消毒の方法等は保健所がアドバイスします)

- 発熱者の執務エリア（机・椅子等）の消毒（清拭）を行う。
- 消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。
- アルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いる。
- 消毒の際は適切な個人保護具（マスク、手袋等）を用いること。

消毒のほか、従業員、家族、顧客への対応など不明な点があれば最寄りの保健所へ相談してください。

★感染経路が多様化し、感染者の検出が難しい、見えにくい状況で、どういう場所で感染しても不思議ではなくなっています。誰もがどこでも感染する可能性があります。感染が確認された従業員やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。支えあいの気持ちで応援しましょう。

## 退院後

- 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する従業員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示してはいけません。診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けなければならない。

## 従業員が濃厚接触者となった場合

- 保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。保健所からは**14日間の外出自粛・健康観察**が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと。

# 受診相談センター

かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は、「受診相談センター」に相談ください。  
お近くの医療機関や受診の方法などを案内します。

受付時間	連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年末年始 (12/29～1/3)を除く	(電話) <b>0120-567-492</b> コロナ・至急に		
	(ファクシミリ) <b>0857-50-1033</b>		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	(電話) 0857-22-8111	(電話) 0858-23-3135	(電話) 0859-31-0029

陽性者と接触歴があるかたや接触した可能性があるなど心配な場合は、各地区の保健所（接触者等相談センター）に相談ください。

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日8:30～17:15)
東部（鳥取市保健所内）	0857-22-5625	0857-20-3962
中部（倉吉保健所内）	0858-23-3135	0858-23-4803
西部（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392



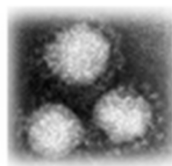
## 事前の準備

### ① 正しく理解する

正しい知識に基づいて冷静に準備を進めましょう

<情報入手先>

- ✓ 厚生労働省
- ✓ 国立感染症研究所
- ✓ 外務省海外安全HP など



### ② 従業員への注意喚起・教育

新型コロナウイルス予防のためには、**マスク着用、こまめな手洗い、こまめな換気が重要**です。



### ③ 事業継続のための事前対策

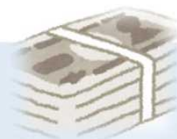
中核業務が受ける影響を分析し、必要な事前対策を検討・準備しましょう

- ✓ 在宅勤務・交代勤務の検討
- ✓ 重要取引先との協議・連携
- ✓ 在庫・備蓄の積み増し など

### ④ 財務状況の分析

事業縮小・休止が長期に渡った場合に必要となる運転資金を把握し、対策を検討しましょう

- ✓ 県・制度融資の活用等



➡ ご相談は県又は商工団体へ

新型コロナウイルスに関する問い合わせ  
BCPに関する問い合わせ  
生活衛生に関する問い合わせ  
食品衛生に関する問い合わせ

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（0857-26-7958）  
商工労働部商工政策課（0857-26-7538）  
生活環境部くらしの安全推進課（0857-26-7185）  
同上（0857-26-7247）